

鳥取県公報

目 次

◇ 告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなれるもの

土地改良区の役員の退任

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良事業計画の適否の決定（七件）

基本測量の終了

都市計画の変更に係る案の縦覧

告 示

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当該休日は、
当該翌日がと
るとき）

鳥取県告示第六十四号
国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
田中医院大坪出 張診療所	八頭郡郡家町大坪七一	昭和五十六年十月十七日
田中医院下津黒 出張診療所	八頭郡郡家町不津黒二六	"
田中外科医院	西伯郡岸本町吉長五八一一	昭和五十六年十一月二十四日
セントラル歯科	米子市上福原字北浜二二二	昭和五十六年十二月八日
中尾医院	氣高郡鹿野町大字今市一〇四〇一一	昭和五十六年十二月十五日
協和薬局	鳥取市東品治町無番地 鳥取駅構内	"
ヨネヤマ薬局	鳥取市田園町三丁目二〇一	"

昭和57年1月26日 火曜日

鳥取県公報

第5325号 2

鳥取県告示第六十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関との旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
田中医院 大坪出	八頭郡郡家町大坪七一	全国	昭和五十六年十月十七日
張診療所	八頭郡郡家町下津黒二六	"	"
田中医院	西伯郡岸本町吉長五八一	"	"
出張診療所	米子市上福原字北浜の二二二	昭和五十六年十一月八日	昭和五十六年十一月二十四日
田中外科医院	西伯郡岸本町吉長五八一	"	"
セントラル歯科	米子市上福原字北浜の二二二	"	"
中尾医院	氣高郡鹿野町大字今市	昭和五十六年十二月十五日	昭和五十六年十二月十五日
協和薬局	鳥取市東品治町無番地	昭和五十六年十二月十五日	昭和五十六年十二月十五日
ヨネヤマ薬局	鳥取市田園町三丁目二〇一	"	"

昭和五十七年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
坪倉智子	鳥国歯第四二七号	昭和五十六年十一月十八日
山本卓志	鳥国歯第四二七五号	昭和五十六年十一月七日
山本紀美子	鳥国歯第四二七六号	昭和五十六年十一月七日
遠藤仁巳	鳥国歯第四二八号	"
金野剛	鳥国歯第二、七〇八号	"
井上一彦	鳥国歯第二、七〇九号	昭和五十六年十二月十四日
入江葉子	鳥国歯第二、七一〇号	"

鳥取県告示第六十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

3 昭和57年1月26日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり箕面屋土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 池田 定夫 西伯郡日吉津村大字日吉津三六〇

昭和五十六年十二月二十一日 退任

鳥取県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十号

昭和五十六年九月二十九日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（倭文地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月十九日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（福山地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第六十九号

昭和五十七年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

縦覧に供する期間

昭和五十七年一月二十七日から二十日間

縦覧に供する場所

三朝町役場

異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

監事	渡辺一雄
変更前	八頭郡河原町大字高福五九六

監事	渡辺一雄
変更後	八頭郡河原町大字高福五九六一一

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月二十六日

鳥取県公報

昭和57年1月26日 火曜日

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年一月二十七日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
国府町役場
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取市役所
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年一月二十七日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
国府町役場
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十一号

昭和五十六年十二月三日付けで国府町から申請のあつた土地改良（玉鉢（苗田）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十七年一月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

5 昭和57年1月26日 火曜日

鳥取県公報

- 昭和五十七年一月二十七日から二十日間
縦覧に供する場所
国府町役場
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第七十三号
- 昭和五十六年十二月三日付けで国府町から申請のあつた土地改良（麻生・南広西地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十七年一月二十六日

- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第七十四号
- 昭和五十六年十二月三日付けで国府町から申請のあつた土地改良（麻生地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十七年一月二十六日

- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第七十五号
- 昭和五十七年一月二十七日から二十日間
縦覧に供する場所
国府町役場
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第七十六号
- 昭和五十七年一月二十七日から二十日間
縦覧に供する場所
国府町役場
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十五号

昭和五十六年十二月七日付けで気高町から申請のあつた土地改良（浜村地区農地造成）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とおり告示する。

昭和五十七年一月二十六日

鳥取県知事 平林鴻三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年一月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十六日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次とおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十七年一月二十六日

鳥取県知事 平林鴻三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路

三・四・十号 飛行場布勢線
三・五・九号 宮下三代寺線

二 都市計画を変更する土地の区域

(1) 三・四・十号飛行場布勢線
変更する部分

(2) 三・五・九号宮下三代寺線
鳥取市湖山町南一丁目、湖山町南三丁目及び湖山町南四丁目

変更する部分

岩美郡国府町大字宮下字土屋土居、大字町屋字下土居及び字中村並びに大字中郷字四反長、字大権寺、字南川、字外馬場、字中溝、字上赤子田及び字下赤子田

削除する部分

岩美郡国府町大字中郷字中村、字中土居及び字南土居

都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六番地鳥取市役所又は岩美郡国府町町屋三〇五番地

一 国府町役場

四 縦覧期間

昭和五十七年一月二十六日から同年二月九日まで